

座間市森林整備計画書

計画期間

自	令和 5年 4月 1日
至	令和15年 3月31日

神奈川県
座間市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	14
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
III	森林の保護に関する事項	14
第1	鳥獣害の防止に関する事項	14
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	14
2	その他必要な事項	14
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	15
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	15
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
V	その他森林の整備のために必要な事項	16
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	16
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	16
4	森林の総合利用の推進に関する事項	16
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、神奈川県の中東部に位置し、総面積1,757haで地域森林計画対象民有林面積は62.12haである。

そのうち松を主体とした人工林面積は8.62haであり、人工林率は約13.9%で神奈川県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており施業の集約化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の健全な保全・育成及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域森林計画の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を基本としつつ、本市における森林整備の現状と課題を踏まえた考え方により、「身近なみどりを継承し再生する森林」の整備を推進することとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

身近なみどりを継承し再生する森林では、生活環境保全機能及び保健休養機能の高度発揮を重視することとし、具体的には、市街地及びその周辺の平地林や森林とのふれあい施設を中心とした森林では、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じた森林整備を推進することとする。

特に住宅化の進んだ本市においては、残された里山林を保全するとともに、地域住民の憩いの場としての森林整備、住民参加が期待できる森林の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次のとおりである。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本 市 全 域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本市における立木のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

単層林における主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は小規模な皆伐とし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

主伐の時期は、原則として標準伐期齢に達した時期以降に行うこととし、本市の森林構成と自然と触合う生活環境の一部であることを踏まえて、保健休養機能の高度発揮がなされ維持されるよう、市民の多様な要請に応じた森林の確保に配慮した林齢で伐採することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、必要に応じて、本市の気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を植栽することとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。本市は市内全域が複層林施業（択伐以外）であることから、皆伐を行う場合は1ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっても20ヘクタールを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからエまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知（以下、国伐採・搬出指針）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

なお、集材・搬出に当たっては、国伐採・搬出指針を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考え方にに基づき、適切な作業システム及び作業機械を選定する等現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20°以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜 〔概ね20～35°〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易的な架線系集材) スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 〔概ね35°以下〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35°以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コナラ、ケヤキ、マツ、その他郷土樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は花粉の少ない品種又は無花粉を選択する。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

- 注) 1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。
2. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市の林務担当部局又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定する。
3. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。
4. 特に効率的な施業が可能な森林の区域において、低密度植栽を行う場合は、2000本/ha以下で植栽する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	原則として、4月～6月中旬までに行うものとする。 なお、コンテナ苗は、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

- 注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、樹幹の太さが梢の方に行くに従って急に細くなりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材生産を念頭に置いた施業となること、及び下

刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意して、必要に応じた獣害対策、下刈り、つる切等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ

注) 天然更新の対象樹種は、上記に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ	10,000 (本/ha)

注) 天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る)を更新することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土（A層）を露出させる。
刈出し	稚樹の成長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新によるものについては、5年を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る事とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により次の森林とする。

- ① 現況が針葉樹人工林である。
- ② 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）
- ③ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- ④ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シダが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1の(1)による。
 - イ 天然更新の場合
 - 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ	10,000 (本/ha)

5 その他必要な事項

混交林施業及び広葉樹林施業における造林の方法については、特に次の事項に留意し、本市の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。

①混交林施業

針葉樹と広葉樹が混生することにより、樹種構成が多様で階層構造が発達した森林を目指す混交林施業における造林は、針葉樹単層林の間伐等を繰り返すことにより、下層木の生育に必要な光環境及び林内空間を確保することで、天然下種更新により地域在来の多様な広葉樹によって形成される下層木の速やかな導入を図ることで混交林化を促進することとする。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、原則として本市の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽することとする。

②広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における造林は、天然下種更新又は萌芽更新とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子によって更新を期待するものであり、自然条件、地域母樹の分布状況及び種子の飛散特性等を考慮して、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、掻き起こし等の天然更新補助作業を行うこととする。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、原則として本市の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽することとする。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる時期に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数を目安として芽掻きを行うこととする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

(1) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			標準的な方法	備考
		初回	第2回	第3回		
スギ	3,500本	15年 前後	25年 前後	35年 前後	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20～30%の率で林分により調整し実施する。	短伐期
ヒノキ	3,500本	18年 前後	28年 前後	38年 前後	③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	短伐期

(2) 標準的な間伐の間隔

標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
10年	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林における保育の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法	備考
		初回	第2回	第3回		
下刈	スギ ヒノキ	10年生まで年1回 (雑草木の状態によって、2～5年目に2回刈りを行う)			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から10年間に10～14回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。	
除伐	スギ ヒノキ	10年以降 随時			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。	
枝打ち	スギ ヒノキ	9年前後	13年前後	17年前後	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないように仕上げる。 *長伐期の場合、4回目以降は必要に応じて行う。	短伐期

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の指定

該当なし。

イ 施業の方法

該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の指定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表1のとおり。
- ③ 保険文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

イ 施業の方法

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、身近な緑としての活用など生活環境の保全を図る施業を基本とし、複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として、その区域を別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
該当なし

- (2) 施業の方法
該当なし

別表1

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班1・2	62.12

別表2

施業の方法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	林班1・2	62.12

3 その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
該当なし。

- (2) その他
該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
本市の私有林人工林は、小面積で分散的であり、森林経営管理制度の活用を見込める森林がないため、該当なしとする。
- 5 その他必要な事項
該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし。
- 2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点
該当なし。

イ 基幹路網の整備計画
該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
該当なし。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点
該当なし。

イ 細部路網の維持管理に関する事項
該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定
該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の駆除及び予防にあつては、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本市における松くい虫の被害面積は、近年横ばい状態ではあるが、依然として高齢級の松林を中心に被害の発生が継続している。このような状況から、市を中心に森林病虫害防除事業により被害木の伐採駆除を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、被害状況に応じた適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、発生した危険木を適切に処理しながら、景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林所有者等から森林病虫害による被害状況の情報収集を行うとともに、県へ情報提供を行うものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣との森林被害については、野生動物の共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、必要に応じ撤去を図るものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への初期防火用水の整備、消火用水として利用可能な湛水池への看板整備、既設防火線や伐採・再造林予定地を中心とした防火樹の植栽による防火林の造成、既設径路沿いへの防火樹の植栽による防火樹帯の整備等を推進する。

また、山火事が発生した場合、大火災となる恐れのある箇所については防火線の整備を推進する。

さらに、森林火災や気象災害等により生じた損害の補填や森林の復旧に備えるため森林保険への加入を促進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

本市の森林は、被害木となる樹種が群生していないため、該当なしとする。

- (2) その他
該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
該当なし。
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - (1) 森林保健施設の整備
該当なし。
 - (2) 立木の期待平均樹高
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。
 - (ア) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
 - (イ) IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - (ウ) IIIの森林の保護に関する事項
 - (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし。
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし。
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
身近な森林として、地域住民の生活環境の一部を担う里山林については、その重要性についての認識を深め、森林所有者の意向を踏まえつつ、保全を図るとともに、地域の特性を生かした利用等を推進すること。
森林の総合利用施設の整備計画については該当なし。
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項
地域住民の参加による緑化活動等を推進し森林（緑地）の整備を図ること。

(2) 上下流連携による取組に関する事項
該当なし。

(3) その他
該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし。

7 その他必要な事項
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。